

社会福祉法人 幸
(介護予防) 短期入所生活介護事業所
運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 幸が介護保険による指定短期入所生活介護事業所 なごみの里（以下「事業所」という。）を開設するにあたり、必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(方針)

- 第2条 要支援・要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定短期入所生活介護サービスの提供に努める。
- 3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村保険者（以下保険者という）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画を作成し、その計画に基づき、利用者の機能訓練及びその利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行うものとする。

(事業所の名称、所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称：ショートステイ なごみの里
- 2 所在地：兵庫県姫路市大津区吉美780番地

(利用定員)

第4条 短期入所生活介護事業の利用は1日あたり10名を定員とする。

(職員の員数)

第5条 短期入所生活介護事業を実施するため、次の職員を置く。但し、この数は、指定介護老人福祉施設 なごみの里の業務に従事する職員数を含むものとする。

- 1 管理者（施設長兼務） 1名
職員を指揮監督し、事業実施の管理及び運営にあたる。
- 2 医師（非常勤） 1名
- 3 生活相談員 1名以上
利用者の生活相談及び短期入所生活介護計画の作成にあたる。
- 4 看護職員 4名以上
利用者の看護にあたる。
- 5 介護職員 26名以上
利用者の介護・介助にあたる。
- 6 機能訓練指導員 1名
利用者の機能訓練にあたる。
- 7 栄養士 1名
利用者の食事管理及び献立の作成にあたる。

8 事務員 2 名以上
必要な事務を行う。

(短期入所生活介護の内容)

第 6 条 指定短期入所介護は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、常に利用者の家族との連携を図りながら、次のサービスの提供を行うものとする。

- ① 栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事の提供。
- ② 1 週間に 2 回以上の入浴。
- ③ 排せつの自立について必要な援助。
- ④ 離床、着替え、整容その他日常の世話。
- ⑤ 日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練。
- ⑥ 常に利用者の健康状態に注意するとともに、健康維持のための適切な措置。
- ⑦ 利用者のためのレクリエーションの適宜な実施。
- ⑧ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対しその相談に応じるとともに、必要な助言その他援助。
- ⑨ その他、利用者の生活向上のための必要な援助。

指定短期入所生活介護事業を利用する場合の送迎は、利用者側で行うこととする。但し、申し出があった場合は、なごみの里が行うことが出来るものとする。

(利用料の受領)

第 7 条 指定短期入所生活介護事業を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 送迎に要する費用
 - 1 事業所から通常送迎の実施地域 片道につき介護報酬の公告上の額
 - 2 事業所から通常送迎の実施地区以外 片道につき前項の他 1 kmにつき 30 円を加算
 - (2) 滞在費 1 日あたり 1,220 円
(但し、空床利用時の個室は 1,800 円)
 - (3) 食費 1 日あたり 1,800 円
 - (4) 理美容代 実 費
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当とみとめられるもの。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第 8 条 通常の送迎の実施地域は、姫路市（国道 2 号線以南、外堀川以西）、揖保郡太子町及びたつの市（国道 2 号線以南、県道 442 号線以东）とする。

(利用申込み)

第9条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

新たに入所する利用者については、心身の状況、個性、境遇、経歴、趣味、嗜好その他の身上調査及び健康審査を行い、これを記録保存しておくものとする。

(身元引受人)

第10条 入所が決定した者は、入所の際、成年者で独立の生計を営む者を身元引受人に定め、別に定める契約書により、利用者と連名で法人と契約を締結するものとする。

(利用者の心得)

第11条 利用者は互助の精神に基づいて、社会的規範を守り自らも健全な共同生活の運営に努めるとともに、なごみの里の諸規程を守り、職員の好意的指導に従い、自らの生活及び機能の向上を図るものとする。

(施設内禁止行為)

第12条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) ケンカ、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) その他この規程に違反すること。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失によって施設(設備及び備品)に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状に回復しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 施設長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置について予め対策をたて、少なくとも年2回利用者及び職員の非難訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第15条 利用者の状態に急変が生じた場合は、速やかに嘱託医師に連絡をとり、指示を得て対処するものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 居宅サービス計画が作成されている利用者については、当該計画に沿った生活介護を提供するものとする。

(サービス提供の記録)

第 18 条 短期入所生活介護を提供した際には、提供日及び内容等必要事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載するとともに、その完結の日から 5 年間保存する。

(利用者に関する市町村への通知)

第 19 条 利用者が、正当な理由なく短期入所生活介護の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けあるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知するものとする。

(高齢者虐待防止のための措置に関する事項)

第 20 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(暴力団等の排除)

第 21 条 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」等の趣旨を踏まえ、運営において暴力団等の参入や影響を排除し、利用者が安心してサービス利用ができるように環境を整備する。

(苦情処理)

第 22 条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供したサービスに関して、市町村が行う文書などの提出や提示の求め又は当該市町村からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。
- 3 利用者らの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するものとする。自ら提供した短期入所生活介護に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 23 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする

(衛生管理)

第 24 条 施設において使用する備品等は清潔に保存し、常に衛生管理に十分留意するとともに、医薬品・医療用具の管理を適切に行うものとする。

2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 25 条 事業所は、この事業を行うため、ケース記録その他必要な記録、帳簿を整備するものとする。

(改正)

第 25 条 この規程を変更し、又は廃止するときは理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 3 月 31 日から施行する。

この規程は令和 7 年 1 月 1 日から施行する。